

主催: 日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所
共催: 中国日本商会・天津日本人会



36th
YEARS
GLOBAL LAW OFFICE
1984-2020

「輸出管制法」の要点と 日系企業の輸出管理コンプライアンス

講師: 鮑栄振 劉淑琚

2020年11月27日

中国首家律师事务所
The First Chinese Law Firm

www.glo.com.cn

北京 | 上海 | 深セン | 成都

目次

CONTENTS

- 01 完全網羅、厳格規制、厳重処罰
- 02 域外適用と「中米貿易摩擦」
- 03 「輸出管制法」と技術輸出
- 04 日系企業における輸出管理コンプライアンス

「輸出管制法」以前の関連法令

関連法律

- 「中華人民共和国対外貿易法」
- 「中華人民共和国税関法」
- 「中華人民共和国刑法」
- 「中華人民共和国行政許可法」
- 「中華人民共和国行政処罰法」

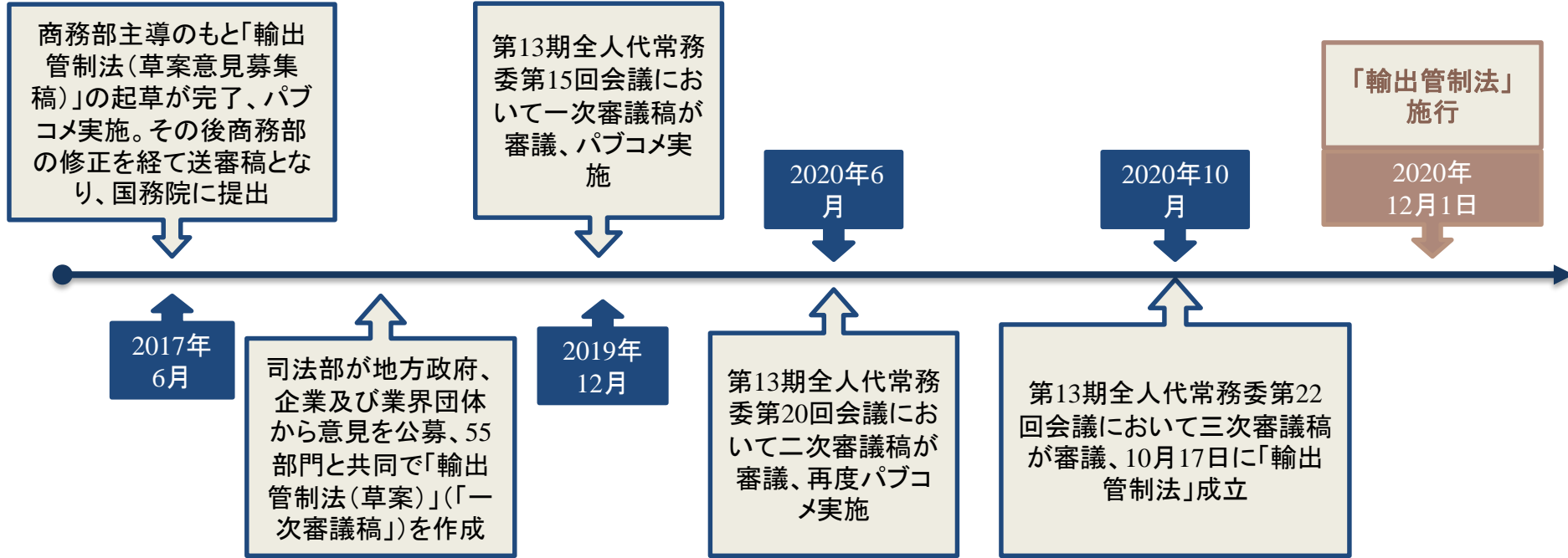
行政法規

- 「核輸出管制条例」
- 「核両用品及び関連技術輸出管制条例」
- 「生物両用品並びに関連設備及び技術輸出管制条例」
- 「監督規制化学品管理条例」
- 「ミサイル並びに関連品目及び技術輸出管制条例」
- 「軍需品目輸出管理条例」
- 「毒物製造転用可能化学品管理条例」
- 「貨物輸出入管理条例」
- 「技術輸出入管理条例」
- 「税関行政処罰実施条例」

規則及び一部の規範性文書

- 「機微品目及び技術輸出経営登記管理弁法」
- 「両用品目及び技術輸出入許可証管理弁法」
- 「両用品目及び技術輸出包括許可管理弁法」
- 「核製品中継輸送及び国境通過輸送審査認可管理弁法(試行)」
- 「特定化学品並びに関連設備及び技術輸出管制弁法」
- 「毒物製造転用可能化学品輸出入管理規定」
- 「特定国(地域)に対する毒物製造転用可能化学品輸出暫定管理規定」
- 「エフェドリン類毒物製造転用可能化学品輸出企業査定暫定弁法」
- 「毒物製造転用可能化学品輸出入国際査察管理規定」
- 「民間航空部品輸出分類管理弁法」
- 「輸出禁止・輸出制限技術管理弁法」
- 「両用品目及び技術経営企業における内部輸出管理メカニズムの構築に関する商務部の指導意見」

立法の歩み



01

完全網羅、嚴格規制、 嚴重處罰

完全網羅:規制品目を完全網羅

第二条 **両用品目、軍需品目、核並びに其他国家の安全及び利益の擁護、拡散防止等の国際的義務の履行に関わる貨物、技術、サービス**等の品目(以下、「規制品目」と総称する)に対する国の輸出管制について、本法を適用する。

前項にいう規制品目には、**品目に関連する技術資料等のデータを含む**。

本法にいう輸出管制とは、国が中華人民共和国国内から国外への規制品目の移転、並びに中華人民共和国の公民、法人及び非法人組織による外国の組織及び個人への規制品目の提供に対し、禁止又は制限的措置を講ずることをいう。

本法にいう**両用品目**とは、民生用途だけでなく軍事用途を有し、又は軍事的潜在力の向上に資し、特に大量破壊兵器及びその運搬機器の設計、開発、生産又は使用に用いることができる貨物、技術及びサービスをいう。

本法にいう**軍需品目**とは、軍事目的で用いられる装備、専用の生産設備並びにその他関連貨物、技術及びサービスをいう。

本法にいう**核**とは、核物質、核設備及び原子炉用非核物質並びに関連する技術及びサービスをいう。

適用範囲と規制対象

● 適用範囲

「輸出管理法」では、品目と行為という2つの視点から本法の適用範囲を定めている(第二条、第四十五条)

(1) 適用品目

第二条第一項では、「輸出管理法」は両用品目、軍需品目、核並びに其他国家の安全及び利益の擁護、拡散防止等の国際的義務の履行に関わる貨物、技術、サービス等の品目に適用されるとしている。有形の貨物だけでなく、無形の技術やサービスも適用対象となる。また、規制品目は4種類に分けられ、現行の行政法規が定める両用品目、軍需品目、核に加え、「其他国家の安全及び利益の擁護、拡散防止等の国際的義務の履行に関わる貨物、技術、サービス等の品目」も含まれる。

● 規制対象(規制に抵触する、しないのライン)

第二条第一項は4品目を総称して「規制品目」としている。文字通りに解釈すれば、上記の定義に当てはまる品目はすべて規制対象だが、「規制品目」とは輸出管制の対象となりうる品目の範囲を示したものであって、実際に前述の定義に当てはまる品目が輸出、再輸出時に管制対象となるか否かは、下記の規制対象に該当するか否かによる

- 1、当該品目が管制リストに掲載されているもの
- 2、臨時管制の対象となっているもの
- 3、輸出が禁止されているもの
- 4、「全面管制」の対象となる特定の状況(第九、十、十二条参照)に該当するもの

規制品目の具体的な範囲

管制リストがベース(第九条第一項)

- 国の輸出管制管理機関が関係機関と共同で管制リスト、名簿又は目録を制定し、調整する
- **商務部**: 輸出管制リストを適時公布
- **商務部産業安全及び輸出入管理局**: 専門家チームにより商用暗号の輸入許可及び輸出管制リスト草案を作成済み

分野	現行の管制リスト、名簿、目録
軍需品目	軍需品目輸出管理リスト(2002)(14の大分類)
核	核輸出管制リスト(159項目)
核両用	核両用品及び関連技術輸出管制リスト(195項目)
ミサイル	ミサイル並びに関連品目及び技術輸出管制リスト(187項目)
生物	生物両用品並びに関連設備及び技術輸出管制リスト(144項目)
化学	規制化学品管理条例 名簿 (2020.06)(69項目) 特定化学品並びに関連設備及び技術輸出管制リスト(37項目) 毒物製造転用可能化学品輸出入管理 目録 (65項目)

両用品目及び技術輸出入許可証管理目録(2020)に別途次のものが含まれる
臨時管制品目: 10項目
一部両用品目及び技術: 6項目
特殊民用品目及び技術: 5項目

規制品目の具体的な範囲

臨時管制(第九条第二項)

・ 国家の安全及び利益の擁護、拡散防止等の国際的義務の履行の必要に基づき、国家輸出管制管理機関は、国务院の認可を経て、又は国务院、中央軍事委員会の認可を経て、**輸出管制リスト外の貨物、技術及びサービス**に対し、臨時管制を実施し、かつ公告することができる。臨時管制の実施期間は、**2年を超えない**。臨時管制の実施期間満了までに、遅滞なく評価を行い、**評価結果に基づき、臨時管制の撤廃、臨時管制の延長又は臨時規制品目の輸出管制リストへの掲載を決定しなければならない**。

禁輸(第十条)

・ 国家の安全及び利益の擁護、拡散防止等の国際的義務の履行の必要に基づき、国家輸出管制管理機関は、国务院の認可を経て、又は国务院、中央軍事委員会の認可を経て、関係機関と共同で**関連する規制品目の輸出を禁止し**、又は**関連する規制品目の特定の仕向国若しくは地域、特定の組織若しくは個人への輸出を禁止**することができる。

「全面管制」のための包括条項(第十二条第三項)

・ 輸出管制リストに記載される**規制品目及び臨時規制品目以外の貨物、技術及びサービス**について、輸出事業者は、関連する貨物、技術及びサービスに以下のリスクが存在する可能性を**知り、若しくは知りうべき**であり、又は**国家輸出管制管理機関から同旨の通知を受けた場合**、国家輸出管制管理機関に許可を申請しなければならない。

(一) 国家の安全及び利益に危害を及ぼすもの

(二) **大量破壊兵器及びその運搬機器**の設計、開発、生産又は使用に用いられるもの

(三) テロ目的に用いられるもの

完全網羅: 死角のない管制

第二条第三項 本法にいう輸出管制とは、国が中華人民共和国国内から**国外へ**の規制品目の**移転**、並びに中華人民共和国の公民、法人及び非法人組織による**外国の組織及び個人へ**の規制品目の**提供**に対し、禁止又は制限的措置を講ずることをいう。

第四十五条 規制品目の**国境通過**、**中継輸送**、**トランジット輸送**、**再輸出**又は保税區、輸出加工区等の**税関特殊監督管理区域**及び輸出監督管理倉庫、保税物流センター等の**保税監督管理場所から国外への輸出**については、本法の関連規定に従う。

第二十条 いかなる組織及び個人も、輸出事業者の輸出管制に係る違法行為のために、**代理**、**貨物輸送**、**配達**、**通関**、**第三者電子商取引プラットフォーム**及び**金融等のサービス**を提供してはならない。

完全網羅: 死角のない管制

(2) 適用行為

① 輸出(みなし輸出も含む): 第二条第三項

- 中華人民共和国国内から国外への規制品目の移転(「越境移転」)には次のものが含まれる
 - 対外投資、対外贈与、国外での展示、科学技術協力、対外援助、サービス等に関連する越境移転
 - 電子メール送信、国外ウェブサイトへのアップロード、インスタントメッセージ等の移転方式
- 中華人民共和国の公民、法人及び非法人組織による外国の組織及び個人への規制品目の提供(「みなし輸出」)
 - 全ての規制品目に適用される?**
スライド7、8、9参照
 - 「提供」がどこで行われるかは考慮されない?**
中国人が中国国内において外国人に規制品目を提供することだけでなく、中国人が中国国外で外国人に規制品目を提供することも「みなし輸出」に含まれる
 - 外商投資企業の中国人従業員が自社の外国人従業員に規制品目を提供する場合も一律許可を得る必要がある?**
附属法令による明確化が待たれる

再輸出: 第四十五条

- 再輸出の外延が不明確。「みなし再輸出」も含まれる?
- 一部の規制品目のみに限定? 中国原産の規制品目の中国国外での再輸出のみに限られる?
品目の原産国が中国であるかを問わず、管制リストに掲載されている場合、臨時管制の対象である場合、輸出が禁止されている場合、「全面管制」の対象となる特定の状況に該当する場合は、輸出管制を受ける

国境通過、中継輸送、トランジット輸送等: 第四十五条

- 国境通過、中継輸送、トランジット輸送: 国外で積み出され、中国国内を通過して国外に運送されること
- 国境通過: 中国国内の陸路を通過して運送すること
- 中継輸送: 中国国内の税関設置地点で輸送手段を切り替え、陸路を通過せず運送すること
- トランジット輸送: 船舶、航空機によって中国国内に運送し、同手段で中国国外へ運送すること

厳格規制: 管理体制

第五条

- **国家輸出管制管理機関**: 国務院、中央軍事委員会の輸出管制の職能を担う機関は、**職責の分担に従い**、輸出管制業務を担当する。
- 国務院、中央軍事委員会のその他の関係機関は、**職責の分担に従い**、輸出管制に**関連する業務**を担当する。
- 業務協調メカニズム
- 専門家諮問メカニズム
- 省、自治区、直轄市の人民政府の関係機関は、法律、行政法規の規定に従い、輸出管制に**関連する業務**を担当する。

現行の輸出管制管理体制	
核両用、生物両用、特定化学品、ミサイル関連両用品目	商務部が国防科技工業局、工業及び情報化部等の機関と共同で管理
監督規制化学品	国家化学兵器禁止弁公室(工業及び情報化部)が管理
軍需品目の輸出	国防科技工業局、中央軍事委員会装備発展部が管理
核の輸出	国防科技工業局が商務部等の機関と共同で管理
外交政策に関わる規制品目の輸出	上記主管機関が外交部と共同で審査
輸出規制業務、違法輸出事件の処理	税関総署

厳格規制: 管制措置

輸出経営資格

第十一条 輸出事業者は、規制品目の輸出に従事するに当たり、本法及び関連法律、行政法規の規定を遵守しなければならない。**法により関連する規制品目の輸出経営資格を取得する必要があるものについては、相応の資格を取得しなければならない。**

第二十三条 国は、**軍需品目の専売制度**を実行する。軍需品目の輸出に従事する事業者は、軍需品目輸出専売資格を取得し、かつ認められた経営範囲内において軍需品目の輸出に従事しなければならない。軍需品目輸出専売資格は、国家軍需品目輸出管制管理機関が審査認可を行う。

現行の経営資格管理制度

軍需品目の輸出	軍需品目貿易会社の専売
核の輸出	国務院指定企業・組織の専売
監督規制化学品の輸出	会社指定制度(例外あり)
その他両用品目の輸出	商務部に登記申請

疑問点:

1. 「みなし輸出」についても経営資格が必要?
2. 再輸出、「国境通過、中継輸送、トランジット輸送」等については?

厳格規制: 管制措置

輸出許可制度: 輸出にあたっては国家輸出管制管理機関の許可を事前に取得する必要がある

許可取得を要する範囲: 第十二条

- 第十条の規定に基づき輸出が禁止される品目以外の規制対象品目の輸出は、**全て事前の許可取得が必要**
- 上記品目の越境移転と「みなし輸出」についても同様
- 再輸出、「国境通過、中継輸送、トランジット輸送」——第四十五条: 本法の関連規定に従う

審査機関: 第二十二條、第二十四條

- 両用品目: 国家両用品目輸出管制管理機関が、単独又は関係機関と共同で法により審査を行う
- 軍需品目: 国家軍需品目輸出管制管理機関が審査認可を行う。重大な軍需品目の輸出については、国家軍需品目輸出管制管理機関が関係機関と共同で審査を行い、国务院、中央軍事委員会に報告して認可を受ける

許可不許可の決定にあたり考慮される要素: 第十三条

- **国家の安全及び利益**、国際義務及び対外誓約、輸出の種類、規制品目の機微程度、輸出仕向国又は地域、エンドユーザー及び最終用途、輸出事業者の**関連する**信用記録、法律、行政法規の定めるその他の要素

厳格規制: 管制措置

輸出許可制度: 便宜措置

第十四条 輸出事業者が輸出管制に関する**内部コンプライアンス制度**を構築し、かつ運用状況が良好である場合、国家輸出管制管理機関は、その関連する規制品目の輸出に対し、包括許可等の**便宜措置**を与えることができる。具体的な方法は、国家輸出管制管理機関が定める。

「二次審議稿」第十四条からの変更点:

輸出事業者が輸出管制に関する**内部コンプライアンス審査制度**を構築し、かつ運用状況が良好である場合、国家輸出管制管理機関は、その関連する規制品目の輸出に対し、包括許可等の**許可上の便宜措置**を与えることができる。具体的な方法は、国家輸出管制管理機関が定める。

厳格規制: 管制措置

エンドユーザーと最終用途に対する管理を強化

第十五条 輸出事業者は、国家輸出管制管理機関に規制品目の**エンドユーザー及び最終用途の証明文書**を提出しなければならない。関連する証明文書は、エンドユーザー又はエンドユーザーの所在国及び地域の政府機関が発行したものとする。

第十六条 規制品目の**エンドユーザー**は、国家輸出管制管理機関の許可なく、**無断で関連する規制品目の最終用途を変更せず、又はいかなる第三者にも譲渡しないことを誓約しなければならない**。輸出事業者、輸入事業者は、エンドユーザー又は最終用途が変更される可能性のあることを発見した場合、規定に従い直ちに国家輸出管制管理機関に**報告**しなければならない。

第十七条 国家輸出管制管理機関は、規制品目の**エンドユーザー及び最終用途に関するリスク管理制度を構築し、規制品目のエンドユーザー及び最終用途について評価、検査**を行い、エンドユーザー及び最終用途の管理を強化する。

厳格規制: 管制措置

エンドユーザーと最終用途に対する管理を強化——「規制名簿」(「信頼できないエンティティリスト」との関係は?)

第十八条 国家輸出管制管理機関は、次の各号に掲げる輸入事業者及びエンドユーザーについて、規制名簿を作成する。

- (一) エンドユーザー又は最終用途の管理要求に違反したもの
- (二) 国家の安全及び利益に危害を及ぼす恐れのあるもの
- (三) 規制品目をテロ目的に用いたもの

【措置】 国家輸出管制管理機関は、規制名簿に掲載された輸入事業者及びエンドユーザーに対し、**関連する規制品目の取引を禁止、制限し、関連する規制品目の輸出の一時停止を命ずる等、必要な措置を講ずることができる。**

【許可】 輸出事業者は、規定に違反して、規制名簿に掲載された輸入事業者、エンドユーザーと取引を行ってはならない。輸出事業者は、特殊な状況において、確かに規制名簿に掲載された輸入事業者、エンドユーザーと取引を行う必要がある場合は、国家輸出管制管理機関に申請を行うことができる。

【除外】 規制名簿に掲載された輸入事業者、エンドユーザーは、措置を講じ、**第一項に定める事由が消滅した場合**、国家輸出管制管理機関に規制名簿からの除外を申請することができる、国家輸出管制管理機関は、実際の状況に基づき、規制名簿に掲載された輸入事業者、エンドユーザーを規制名簿から除外することを決定することができる。

厳格規制: 仲介サービスの禁止

■ 輸出管制に係る違法行為のために仲介サービスを提供することが明確に禁止

第二十条 いかなる組織及び個人も、輸出事業者の輸出管制に係る違法行為のために、**代理、貨物輸送、配達、通関、第三者電子商取引プラットフォーム及び金融等のサービス**を提供してはならない。

第三十六条 輸出事業者が輸出管制に係る違法行為に従事していると**明らかに知りながら**、なおこれに代理、貨物輸送、配達、通関、第三者電子商取引プラットフォーム及び金融等のサービスを提供した場合、警告を与え、違法行為の差止めを命じ、違法所得を没収し、違法経営額が10万人民元以上のときは、**違法経営額の3倍以上5倍以下の過料**を併科する。違法経営額が存在せず、又は違法経営額が10万人民元に満たない場合、10万人民元以上50万人民元以下の過料を併科する。

厳格規制: 国家輸出管制管理機関の法執行権

国家輸出管制管理機関に強力な法執行権・調査権が付与

第二十八条 国家輸出管制管理機関は、法により規制品目の輸出活動に対し監督検査を行う。

国家輸出管制管理機関は、本法の規定に違反する疑いのある行為に対して調査を行い、次の各号に掲げる措置を講ずることができる。

- (一) 調査対象者の営業場所又はその他関連する場所に**立ち入り検査を実施すること**
- (二) 調査対象者、利害関係者及びその他関連する組織又は個人に質問し、調査対象事件に関する事項について**説明を要求すること**
- (三) 調査対象者、利害関係者及びその他関連する組織又は個人の関連する証明書、協議書、会計帳簿、業務上の書簡等の**書類、資料を閲覧し、複製すること**
- (四) 輸出に用いられる輸送手段を**検査し**、疑いのある輸出品目の積み込みを制止し、不法に輸出された品目の返送を命ずること
- (五) 事件に関わる品目を**差し押さえ、押収すること**
- (六) 調査対象者の**銀行口座を照会すること**

前項第五号及び第六号の措置を講ずるにあたっては、国家輸出管制管理機関の責任者の書面による認可を得なければならない。

国家輸出管制管理機関に強力な法執行権・調査権が付与

第二十九条 国家輸出管制管理機関は、法により職務を履行し、国務院の関係機関、地方人民政府及びその関係機関は、これに協力しなければならない。

国家輸出管制管理機関は、単独又は関係機関と共同で、法により監督検査及び調査業務を行う。**関係組織及び個人は、これに協力しなければならず、拒絶、妨害してはならない。**

関係国家機関及びその工作人員は、調査中に知りえた国家秘密、営業秘密、個人のプライバシー及び個人情報について、法により秘密保持義務を負う。

嚴重処罰: 行政処罰

	違法行為	過料	その他の行政処罰
第三十三条	輸出事業者が、関連する規制品目の輸出経営資格を取得することなく関連する規制品目の輸出に従事した場合		警告 違法行為の差止め命令 違法所得の没収
第三十四条	輸出事業者が、次の各号に掲げる行為のいずれかを行った場合: (一) 許可を得ることなく無断で規制品目を輸出すること (二) 輸出許可証の定める許可範囲を超えて規制品目を輸出すること (三) 輸出が禁止されている規制品目を輸出すること	違法経営額が50万人民元以上のときは、違法経営額の 5倍以上10倍以下 の過料を併科する。違法経営額が存在せず、又は違法経営額が50万人民元に満たないときは、50万人民元以上500万人民元以下の過料を併科する	違法行為の差止め命令 違法所得の没収 情状が重大な場合、営業停止及び体制立て直しを命じ、ないし 関連する規制品目の輸出経営資格を取り消す

嚴重処罰: 行政処罰

条項	違法行為	過料	その他の行政処罰
第三十五条第一項	詐欺、賄賂等の不正な手段により規制品目の輸出許可証を取得し、又は不法に規制品目の輸出許可証を譲渡した場合 ※行為の主体は輸出事業者に限られない	違法経営額が20万人民元以上のときは、違法経営額の5倍以上10倍以下の過料を併科する。違法経営額が存在せず、又は違法経営額が20万人民元に満たないときは、20万人民元以上、200万人民元以下の過料を併科する	許可の取り消し 輸出許可証の接收 違法所得の没収
第三十五条第二項	規制品目の輸出許可証を偽造、変造、売買した場合 ※行為の主体は輸出事業者に限られない	違法経営額が5万人民元以上のときは、違法経営額の5倍以上10倍以下の過料を併科する。違法経営額が存在せず、又は違法経営額が5万人民元に満たないときは、5万人民元以上50万人民元以下の過料を併科する	違法所得の没収

嚴重処罰: 行政処罰

条項	違法行為	過料	その他の行政処罰
第三十六条	輸出事業者が輸出管制に係る違法行為に従事していると明らかに知りながら、なおこれに代理、貨物輸送、配達、通関、第三者電子商取引プラットフォーム及び金融等のサービスを提供した場合	違法経営額が10万人民元以上のときは、違法経営額の 3倍以上5倍以下 の過料を併科する。違法経営額が存在せず、又は違法経営額が10万人民元に満たない場合、10万人民元以上50万人民元以下の過料を併科する	警告 違法行為の差止め命令 違法所得の没収
第三十七条	輸出事業者が、本法の規定に違反し、規制名簿に掲載された輸入事業者、エンドユーザーと取引を行った場合	違法経営額が50万人民元以上の場合には、違法経営額の 10倍以上20倍以下 の過料を併科する。違法経営額が存在せず、又は違法経営額が50万人民元に満たない場合、50万人民元以上500万人民元以下の過料を併科する	警告 違法行為の差止め命令 違法所得の没収 情状が重大な場合、営業停止及び体制立て直しを命じ、ないし 関連する規制品目の輸出経営資格 を取り消す
第三十八条	輸出事業者が監督検査を拒絶し、妨害した場合	10万人民元以上30万人民元以下の過料を併科する	警告 情状が重大な場合、営業停止及び体制立て直しを命じ、ないし 関連する規制品目の輸出経営資格 を取り消す

嚴重処罰:その他の不利益

■ 事業制限と個人責任

第三十九条 国家輸出管制管理機関は、本法の規定に違反し処罰を受けた**輸出事業者**について、処罰の決定の効力が生じた日から起算して、**5年以内はその提出する輸出許可申請を受理しなくともよい**。その**直接責任を負う主管人員**及びその他**直接責任者**に対し、**それらが5年以内に輸出経営に関わる活動に従事することを禁止することができ**、輸出管制に係る違法行為により刑事処罰を受けた者は、**終身にわたり輸出経営に関わる活動に従事してはならない**。

国家輸出管制管理機関は、法により輸出事業者による本法の違反状況を信用記録に組み入れる。

■ その他の法律に基づく責任と刑事責任

第四十三条 本法の輸出管制管理に関する規定に違反し、**国家の安全及び利益に危害を及ぼした場合**、本法に従い処罰を与えるほか、**関連法律、行政法規の規定**に従い処理及び処罰を行わなければならない。

本法の規定に違反し、**国が輸出を禁止する規制品目を輸出し、又は許可を得ることなく規制品目を輸出した場合**、**法により刑事責任を追及する**。

02

域外適用と「中米貿易摩擦」

「輸出管制法」の域外適用

域外適用

- **再輸出**に適用される(第四十五条)
- 規制品目の**エンドユーザー**は、国家輸出管制管理機関の許可なく、無断で関連する規制品目の最終用途を変更せず、又はいかなる第三者にも譲渡しないことを誓約しなければならない。(第十六条)
- 国家輸出管制管理機関は、規制品目のエンドユーザー及び最終用途に関するリスク管理制度を構築し、規制品目のエンドユーザー及び最終用途について評価、**検査**を行い、エンドユーザー及び最終用途の管理を強化する。(第十七条)
- 中華人民共和国**国外の組織及び個人**が本法の輸出管制管理に関する規定に違反し、中華人民共和国の国家安全及び利益に危害を及ぼし、拡散防止等の国際的義務の履行を妨害した場合、法により処理し、かつその法的責任を追及する。(第四十四条)

「輸出管制法」中の「阻止・牽制」条項と報復措置

■ 他国による輸出管制に対する「阻止・牽制」

第三十二条 国家輸出管制管理機関は、締結若しくは参加している国際条約に基づき、又は平等互惠の原則に従い、他の国又は地域、国際組織等と輸出管制における協力及び交流を行う。

中華人民共和国**国内**の組織及び個人は、**国外に輸出管制に関連する情報を提供するにあたり**、法によりこれを行わなければならない。国家の安全及び利益に危害を及ぼす可能性があるものについては、**提供してはならない**。

■ 報復措置

第四十八条 いかなる国又は地域が輸出管制措置を濫用し、中華人民共和国の国家の安全及び利益に危害を及ぼした場合であっても、中華人民共和国は、実際の状況に基づき、当該国又は地域に対し**対等の措置を講ずることができる**。

「輸出管制法」に関する日系企業への提言

「輸出管制法」に関する日系企業への提言

- 附属法令の制定及び改正の動向を注視
- 自社の製品等が輸出管制の対象となるか否か、輸出許可の申請を行う必要があるかを早急に確認
- 迅速に健全な企業内部輸出管理コンプライアンス制度を構築

03

「輸出管制法」と技術輸出

「輸出管制法」と技術輸出

- 「輸出管制法」第二条: 両用品目、軍需品目、核並びに其他国家の安全及び利益の擁護、拡散防止等の国際的義務の履行に関わる貨物、**技術**、サービス等の品目(以下、「規制品目」と総称する)に対する国の輸出管制について、本法を適用する。前項にいう規制品目には、**品目に関連する技術資料等のデータを含む**。
- 「技術輸出入管理条例」(2019年改正)第二条 本条例にいう技術輸出入とは、中華人民共和国国外から中華人民共和国国内、又は中華人民共和国国内から中華人民共和国**国外に貿易、投資又は経済技術協力の方法で技術を移転する行為**をいう。前項に規定する行為には、特許権の譲渡、特許出願権の譲渡、特許実施許諾、技術秘密の譲渡、技術サービス及びその他方法による技術移転を含む。
- 第三十二条 輸出が禁止されている技術は、輸出してはならない。
- 第三十三条 輸出が制限されている技術については、許可証管理を実行する。許可を得ていない場合、輸出してはならない。
- 「輸出禁止・輸出制限技術管理弁法」(2009年改正)
- 「中国輸出禁止・輸出制限技術目録」(2020年改訂)

「中国輸出禁止・輸出制限技術目録」改訂の沿革

- 1998年、対外貿易経済合作部、科学技術部により「目録」が制定・公布
- 2001年、対外貿易経済合作部、科学技術部により「目録」が改訂・公布

特徴: 2001年版の「目録」では、各項目について、その規制要点の後部に、次のような「輸出条件」を示すマークが併記されていた

「△」: 技術(ソフトウェア、ハードウェア)の輸出は禁止又は制限されるが、製品の輸出は可能

「◇」: 技術ソフトウェアの輸出は禁止又は制限されるが、技術ハードウェア及び製品の輸出は可能

「▲」: 技術(ソフトウェア、ハードウェア)、製品はいずれも輸出が禁止又は制限される

- 2008年、商務部、科学技術部により「目録」が改訂、上記マークは不記載に
- 2018年、商務部、科学技術部により「目録」(改訂稿)が公布、パブコメ実施
- 2020年、商務部、科学技術部により「目録」の調整内容が正式公布

「中国輸出禁止・輸出制限技術目録」2020年改訂内容

2008年のバージョンから調整があった技術項目は合計で53項目

輸出禁止技術4項目を削除	<ul style="list-style-type: none">・ 微生物肥料技術・ カフェイン生産技術・ リボフラビン(VB2)生産技術・ ビタミン発酵技術
輸出制限技術5項目を削除	<ul style="list-style-type: none">・ ニューカッスル病ワクチン技術・ 天然薬物生産技術・ 機能性高分子材料分取と加工技術・ 化学合成及び半合成薬物生産技術・ 情報安全ファイアウォールソフト技術

「中国輸出禁止・輸出制限技術目録」2020年改訂内容

2008年のバージョンから調整があった技術項目は合計で53項目

輸出制限技術 23項目を追加	<ul style="list-style-type: none">・ 農業野生植物人工繁殖育成技術・ 遺伝子工学(遺伝子及びベクター)・ ヤギ繁殖育成技術・ ヤギ品種の養殖技術・ 3D印刷技術・ 工程機械の運用技術・ 工作機械基礎技術・ 大型高速風洞設計・建設技術・ 大型振動プラットフォーム設計建設技術・ 石油設備中核部品設計製造技術・ 大型石油化学設備基礎工程技術・ 重機業界戦略性新製品の設計技術	<ul style="list-style-type: none">・ 海上島嶼・岩礁利用及と安全保障設備技術・ 航空、航空軸受技術・ 無人航空機技術・ レーザー技術・ 大型電力設備設計技術・ 暗号安全技術・ 高性能検査技術・ 情報防御技術・ 情報対抗技術・ 基礎ソフトウェア安全増強技術・ 航天リモートセンシング画像獲得技術
-------------------	---	---

「中国輸出禁止・輸出制限技術目録」2020年改訂内容

2008年のバージョンから調整があった技術項目は合計で53項目

輸出禁止技術5項目の規制要点を修正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養蚕品種、繁殖育成及び繭の採集加工利用技術 ・ 宇宙航空機器測量制御技術 ・ 地図製図技術 ・ 空間データ伝達技術 ・ 衛星応用技術
輸出制限技術16項目の規制要点を修正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作物(牧草を含む)遺伝資源及びその繁殖育成技術 ・ 水産遺伝資源繁殖育成技術 ・ 動物用医薬品の生産技術 ・ 化学原料生産技術 ・ 生物農薬生産技術 ・ バイオ医薬品製造技術 ・ 組織工学医療機器製品の製造と加工技術 ・ 人工水晶体の成長と加工技術 ・ 刑事技術 ・ 医療用診断機器及び設備の製造技術 ・ 空間測定機器及び設備の製造技術 ・ 地図制図技術 ・ 空間データ伝達技術 ・ 情報処理技術* ・ 真空技術

*情報処理技術の項目においては、音声合成技術、人工知能ユーザーインターフェース技術、音声測定・評価技術、スマート答案採点技術、及びデータ分析に基づくパーソナライズド情報プッシュ通知サービス技術といった人工知能とアルゴリズムに関する技術が、輸出制限項目として追加された。

二つの体系の並行適用

「輸出管制法」体系と比べた場合の「技術輸出禁止・制限」体系の特徴は以下のとおり

- 原則として、貨物、ソフトウェア製品を規制するものではない
- 規制対象の技術が異なる: 核技術、核両用品関連技術、生物両用品関連技術、ミサイル関連技術及び国防軍需産業専有技術の輸出については、「輸出禁止・輸出制限技術管理弁法」が適用されない
- 規制対象の行為が異なる: 現在のところ、みなし輸出、再輸出について明確な規定はない
- 規制の目的が異なる: 技術輸出入の管理を規範化し、技術輸出入の秩序を擁護し、国民経済と社会の発展を促進することが目的
- 規制の原則が異なる: 技術輸出入は国の産業政策、科学技術政策及び社会発展政策に合致し、中国の科学技術の進歩及び対外技術協力の発展の促進に資し、中国の経済技術権益の擁護に資するものでなければならない
- 規制担当機関が異なる

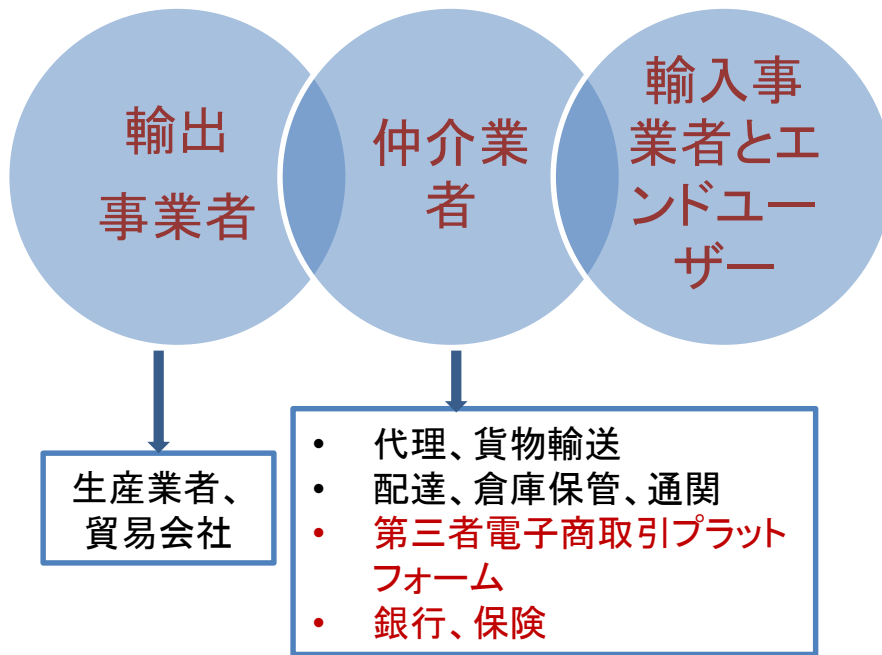
04

日系企業における輸出管理 コンプライアンス

なぜ輸出管理コンプライアンスが必要なのか

- 国家安全の擁護と世界平和のため
- 輸出管理コンプライアンス体制の構築義務が法令上規定されているため
- 法令で規定されている「嚴重処罰」(高額の過料、刑事責任、個人責任等)を回避するため
- 万が一規則違反行為があったときでも、処罰の軽減を勝ち取れるように
- 包括許可等の便宜措置を受けるため
- 国内外のビジネスパートナーからの要求
- 企業イメージ

どのような主体が輸出管理コンプライアンスを必要とするのか



企業コンプライアンスにおける輸出管理コンプライアンスの位置づけ



大企業-中小企業



リスク源

品目

- ・ 管制リスト
- ・ 臨時管制
- ・ 禁輸
- ・ 全面管制

プロセス

- ・ 輸出
- ・ みなし輸出(技術)
- ・ 再輸出
- ・ 国境通過、中継輸送、トランジット輸送等

輸出仕向国

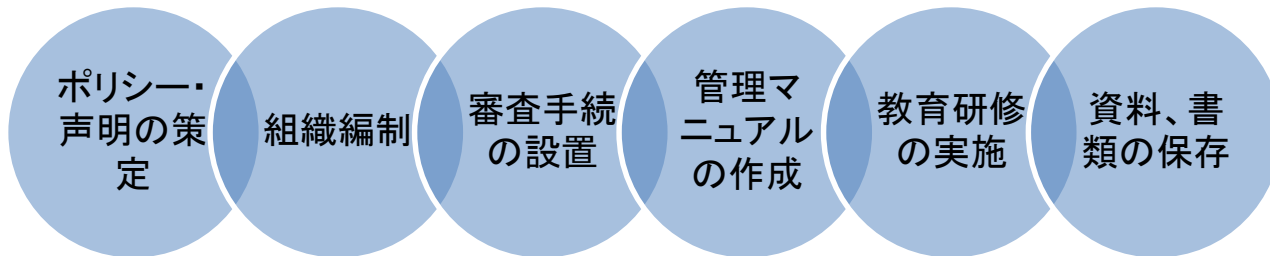
- ・ 国別のリスク等級及び対応する管制措置(国家リスト作成?グループ分け?)
- ・ 対等措施

エンドユーザー、最終用途

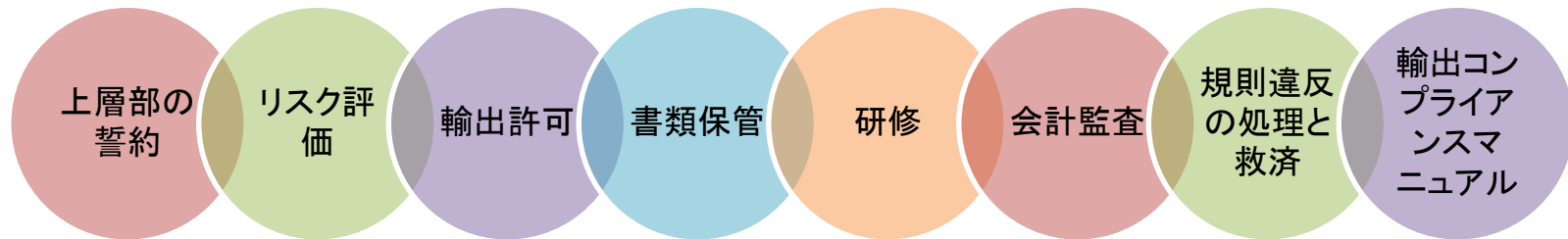
- ・ KYC(本人確認)及びリスクシグナル
- ・ 証明書類
- ・ 事後変更
- ・ 規制名簿

輸出管理コンプライアンス体制構築の要点

中国



アメリカ



内部コンプライアンス書類(一部)

1. 上層部の誓約・声明＋従業員の確認・声明
2. ビジネスパートナーによる輸出コンプライアンス遵守の声明
3. コンプライアンス部門の設置及びその職権、コンプライアンス担当者及び連絡先、関連部門のコンプライアンス上の職責等、コンプライアンス制度に関する書類
4. 中国から輸出する製品の中国HSコードと許可要件の一覧表(許可要件を把握している製品)
5. 中国から輸出する製品の許可要件を確定するためのフロー及び書類テンプレート(許可要件を未把握の製品)
6. アメリカから輸入する製品のECCNと許可要件一覧表(ECCNを把握している製品)
7. アメリカから輸入する製品のECCNを確定するためのフロー及び書類テンプレート(ECCNを未把握の製品)
8. 中国から輸出する又は中国国内で販売する製品の米国成分割合の計算方法と計算式
9. 各輸出取引についての許可フロー審査表
10. 特定クライアントのスクリーニング表
11. 危険シグナルスクリーニング表
12. クライアントに対して提出を要求するエンドユーザーと最終用途に関する声明のテンプレート
13. 売買契約におけるコンプライアンス条項のテンプレート
14. 代理店、ディストリビューター、貨物輸送業者等のコンプライアンス誓約とコンプライアンス条項のテンプレート
15. 技術管理プラン(TCP)。物理的セキュリティプラン、情報セキュリティプラン、従業員スクリーニングプロセス等を含む
16. 輸出取引書類の保管に関する規定
17. 研修制度、研修資料、研修参加記録等
18. 規則違反の疑いがある行為の処理フロー

鮑栄振(パートナー弁護士)

- 鮑栄振弁護士は環球法律事務所の北京オフィス駐在のパートナーです。鮑弁護士の主要取扱分野は外商投資、M&A、人事労務、国際貿易、反商業賄賂等のコンプライアンス・リスク管理、ネットワーク及びデータセキュリティ、不動産、並びに会社法務一般です。鮑弁護士は日本業務チームの責任パートナーの一人でもあり、日中間の会社業務分野において20年近くの豊富な業務経験を有しています。
- 多国籍企業の日常運営及びコンプライアンスに関連する法律業務のうち、鮑弁護士は特に人事労務分野において非常に豊富な実務経験を有しています。渉外会社業務分野において20年近くにわたり多方面のリーガルサービスを提供してきたことから、鮑弁護士は反商業賄賂、企業における内部不正の調査、危機管理広報等の分野においても豊富な対応経験を有しており、多国籍企業のコンプライアンス・リスク管理業務の展開にサポートを提供することも主要業務の1つとなっています。



執務資格:

中国弁護士資格

学歴:

上海外国語大学, 文学学士
東京大学, 法学修士

メールアドレス:

baorongzhen@glo.com.cn

劉淑珺 (パートナー弁護士)

- 劉淑珺弁護士は環球法律事務所日本業務チームの責任パートナーであり、主要勤務地は北京です。
- 劉弁護士は長年にわたり、中国に進出する日系企業及び日本に進出する中国企業の両方に対し、外商投資、M&A、労働、外為法、国際貿易、紛争解決等の幅広いリーガルサービスを提供しているほか、主に独占禁止法及び不正競争防止法、コンプライアンス及び危機処理業務に注力しています。
- 劉弁護士は十年余りにわたり、医薬品、TMT、自動車及び自動車部品、金融、商業運営、不動産、海運、化学工業、食品、生活消費財等、多岐にわたる業界のクライアントにサービスを提供してきました。
- 2020年、LEGALBANDにおいて独占禁止法及び競争法分野の特別推薦弁護士に選出されたほか、「The Legal 500 Asia-Pacific」においても独占禁止法及び競争法分野の特別推薦弁護士に選出されました。



執務資格:

中国弁護士資格

学歴:

中国人民大学, 法学学士
北京大学, 法学修士
東京大学, 法学修士

メールアドレス:

liushujun@glo.com.cn

⑧ GLO輸出管制及び経済制裁関連業務のご案内

- **GLO(環球法律事務所)**では、20名以上の弁護士で構成する**輸出管制及び経済制裁関連業務チーム**を設置しており、国際的に有名な複数の法律事務所と提携しながら、日々クライアントのニーズに応えるため尽力しています。
- GLOは中国で最も早くから輸出管制及び経済制裁関連業務に携わっている法律事務所の1つで、**銀行、石油、軍事工業、航空・宇宙開発、半導体、人工知能、自動車、工作機械、港湾等の事業を営む国内外の有名企業に同分野のリーガルサービスを提供しています。**

❖ GLOの貿易法関連主要業務内容

- (1) アンチダンピング、相殺関税、301調査等
- (2) **輸出管制及び経済制裁**
- (3) WTO紛争解決
- (4) 食品、医薬品、医療機器等の輸出におけるコンプライアンス
- (5) 貿易協定の交渉及びコンサルティング、貿易政策コンサルティング等

⑧ GLO輸出管制及び経済制裁関連業務のご案内

❖ 輸出管制及び経済制裁チームパートナーのご紹介

➤ 北京オフィス



任清

renqing@glo.com.cn



杭国良

frankhang@glo.com.cn

➤ 上海オフィス



趙德銘

zhaodeming@glo.com.cn



周和敏

zhouhemin@glo.com.cn

⑧ GLO輸出管制及び経済制裁関連業務のご案内

❖ 輸出管制及び経済制裁チームパートナーのご紹介

➤ 深センオフィス



王克友

wangkeyou@glo.com.cn

➤ 成都オフィス



盛楓

shengfeng@glo.com.cn

⑧ GLO輸出管制及び経済制裁関連業務のご案内

❖ GLO輸出管制及び経済制裁関連業務チームが提供しているリーガルサービス

- (1) 全面的なリスク分析及び評価
- (2) コンプライアンス体制の構築・整備
- (3) 個別取引に係るデューデリジェンス及びリスク評価
- (4) コンプライアンス研修
- (5) コンプライアンス点検
- (6) 「ブラックリスト」からの除外申請、臨時許可の申請その他の救済措置
- (7) 政府調査への対応、関連政府当局との意思疎通
- (8) 提携先からの質問への対応サポート
- (9) 輸出管制、経済制裁に係る商事紛争の処理
- (10) 特定テーマに対する調査、情報収集その他のサービス

⑧ 環球中国法速報

GLO（環球法律事務所）では、日系企業様向けのニュースレター・「環球中国法速報」（日本語版）を発行しております。

本速報第23号では、中国における新たな外商投資環境について体系的に解説を行った「外商投資監督管理新時代実務ガイド」（日本語版）を発行いたしました。また、本ガイドは、中国語版と英語版も作成されています。

また、本速報第25号では、「輸出管制法」についての解説及びその全文の日中対訳についても掲載しています。

ご興味ございましたら、GLO-JP-Newsletter@glo.com.cnまでご連絡いただければ幸いです。メールにて全文をお送りいたします。



ご清聴ありがとうございました!

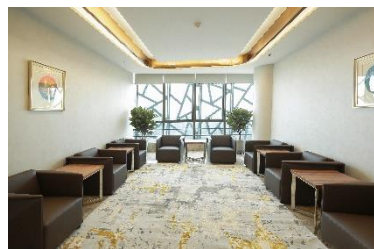
北京オフィス

北京市朝陽区建国路81号
華貿中心1号写字楼15階&20階
電話番号 (86 10) 6584 6688



上海オフィス

上海市淮海中路999号
環貿広場弁公楼一期35階&36階
電話番号 (86 21) 2310 8288



深センオフィス

深セン市南山区深南大道9668号
華潤置地大厦B座27階
電話番号 (86 755) 8388 5988



成都オフィス

成都市高新区天府大道北段966号
天府国際金融中心11号楼3701
電話番号(86 28)8605 9898



著作権等について. 本資料に掲載した内容の著作権等の権利は全て環球法律事務所に帰属します。いかなる目的であれ、無断での転載、複製等の行為はご遠慮ください。

免責. 本資料は、関連問題に対する環球法律事務所の見解を代表するものではありません。本資料に掲載した内容の全て又は一部の内容に基づき何らかの決定を行い、その結果何らかの損害が発生したとしても、環球法律事務所はかかる損害について一切の責任を負いません。法律その他の専門的なアドバイスが必要な場合は、相応のライセンスを持つ専門家にお問合せください。

